

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条に基づき意見聴取を実施しましたので、結果を以下のとおり公表します。

平成21年8月11日

京都市長 門川 大作

1 実施日時

平成21年7月29日 午後1時30分から午後2時50分まで

2 実施場所

市役所本庁舎G会議室

3 聴取した者（順不同）

安保千秋，早川道雄，小川俊夫，佐々木晶子

4 聴取内容

- (1) 京都市錦林児童館の指定候補者として、社会福祉法人京都福祉サービス協会を選定することを相当と認めました。
- (2) 京都市修学院第二児童館の指定候補者として、社会福祉法人京都社会福祉協会を選定することを相当と認めました。
- (3) 京都市明德児童館の指定候補者として、社会福祉法人京都福祉サービス協会を選定することを相当と認めました。
- (4) 京都市唐橋児童館の指定候補者として、社会福祉法人京都市社会福祉協議会を選定することを相当と認めました。
- (5) 京都市梅津北児童館の指定候補者として、社団法人京都市児童館学童連盟を選定することを相当と認めました。
- (6) 京都市西野児童館の指定候補者として、社会福祉法人京都社会福祉協会を選定することを相当と認めました。
- (7) 京都市向島南児童館の指定候補者として、社会福祉法人向島保育園を選定することを相当と認めました。

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)